

令和 2 年 5 月 7 日

備前市立小・中学校 保護者 様

備前市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

5月7日からの備前市立小・中学校の臨時休業期間について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このことについては、令和2年4月27日付「緊急事態宣言の今後の動向による備前市立小・中学校の再開等について」にてお伝えしているところです。

すでに臨時休業が長期化しているなか、このたびの緊急事態宣言についても、長期の延長が予想されます。

こうした状況をうけ、備前市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」）では、臨時休業期間を次の通り設定しました。これは、児童・生徒の学ぶ機会を保障する視点から、新型コロナウイルス感染症拡大に係る状況が改善した場合、早期の学校再開の可能性について検討するためです。

つきましては、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

【臨時休業期間について】

○5月7日（木）～5月24日（日）を備前市立小・中学校を臨時休業とします。

※5月25日（月）以降の学校再開の可否については、今後の対策本部会議で決定で決定します。

【今後の対応及び連絡方法について】

1 5月25日（月）からの学校再開が決定された場合の対応

- ①5月21日（木）に学校再開について各校より保護者メール及び電話等で各家庭へ連絡があります。
- ②5月22日（金）の課題配付・回収日は取りやめます。
- ③5月25日（月）から学校を再開します。

2 5月25日（月）以降も臨時休業が延長となった場合の対応

○各校より5月22日（金）の課題回収・配付日に臨時休業延長に係る文書を配布します。

【本件担当】

備前市教育委員会学校教育課 瀧口

TEL : 0869-64-1858 FAX : 0869-64-4285

E-mail : k.takiguchi@city.bizen.lg.jp